

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第17回）

日 時：令和2年12月3日（木）16:00～

場 所：知事応接室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

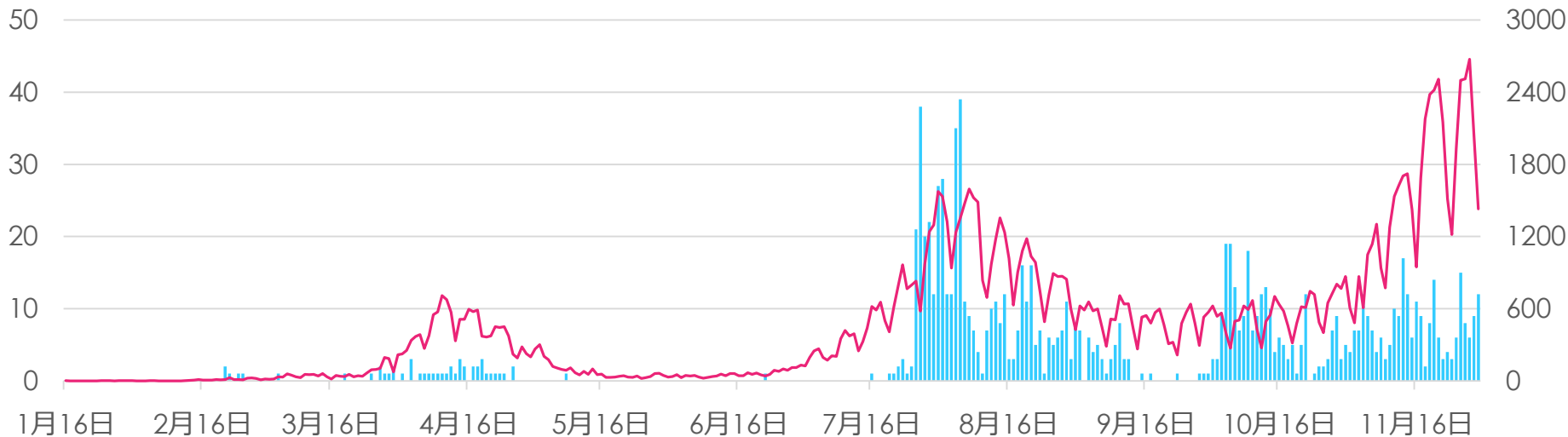
3 議 事

- (1) 感染者の発生状況について 資料1
- (2) 医療提供体制等の整備及び県民への要請について 資料2
- (3) 市町村、飲食店、学校における感染防止対策の取組みについて 資料3-1 資料3-2 資料3-3
- (4) 在留外国人への支援について 資料4
- (5) 誹謗中傷防止に向けた周知・啓発について 資料5
- (6) 職員の出張等の対応について 資料6
- (7) その他

全国と熊本県の陽性確認状況

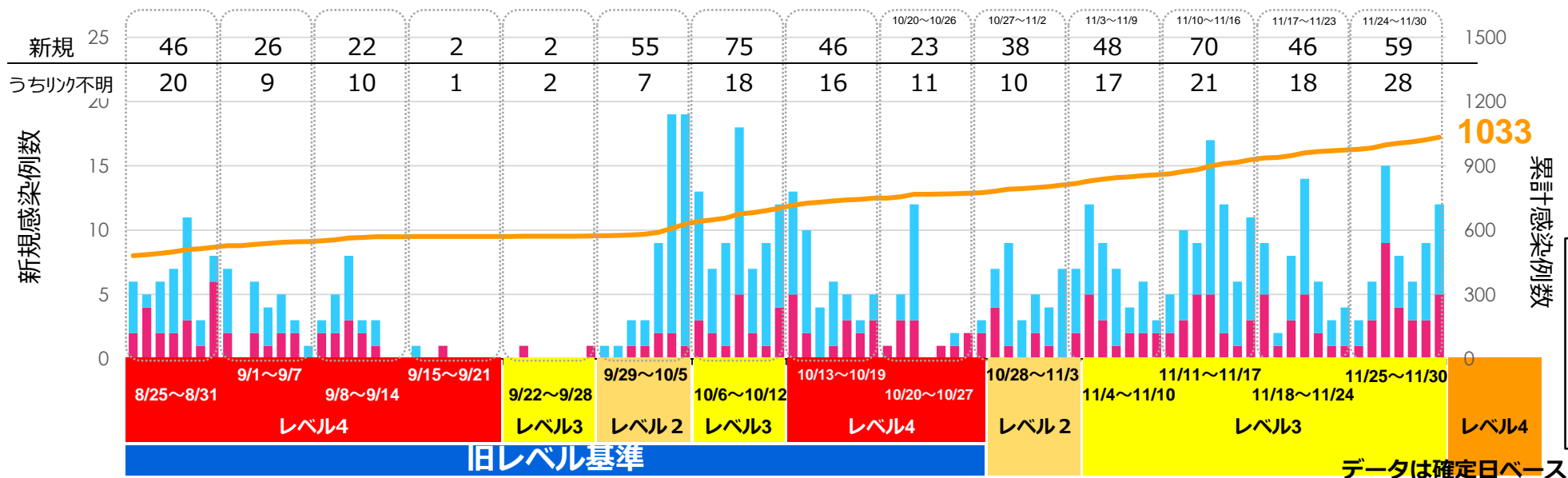
本県の11月30日までのデータによる
全国のデータは厚生労働省より(11月30日時点)

熊本県陽性例数
(棒)



全国陽性数
(折れ線)

県内の陽性確認状況とリスクレベル



九州の陽性者確認状況

	10/27～11/2		11/3～11/9		11/10～11/16		11/17～11/23		11/24～11/30	
	対人口10万人	陽性者数	対人口10万人	陽性者数	対人口10万人	陽性者数	対人口10万人	陽性者数	対人口10万人	陽性者数
福岡	0.92	47	0.96	49	2.02	103	3.23	165	5.39	275
佐賀	0.25	2	2.21	18	0.61	5	1.72	14	1.96	16
長崎	0.08	1	0.30	4	0.15	2	0.83	11	0.75	10
熊本	2.17	38	2.75	48	4.00	70	2.63	46	3.38	59
大分	0.00	0	0.18	2	0.62	7	4.85	55	6.34	72
宮崎	0.00	0	0.56	6	0.09	1	5.41	58	6.90	74
鹿児島	0.75	12	3.87	62	1.31	21	2.75	44	1.69	27
沖縄	12.46	181	11.22	162	16.04	233	17.14	249	21.68	315
合計	1.97	281	2.46	351	3.10	442	4.50	642	5.95	848

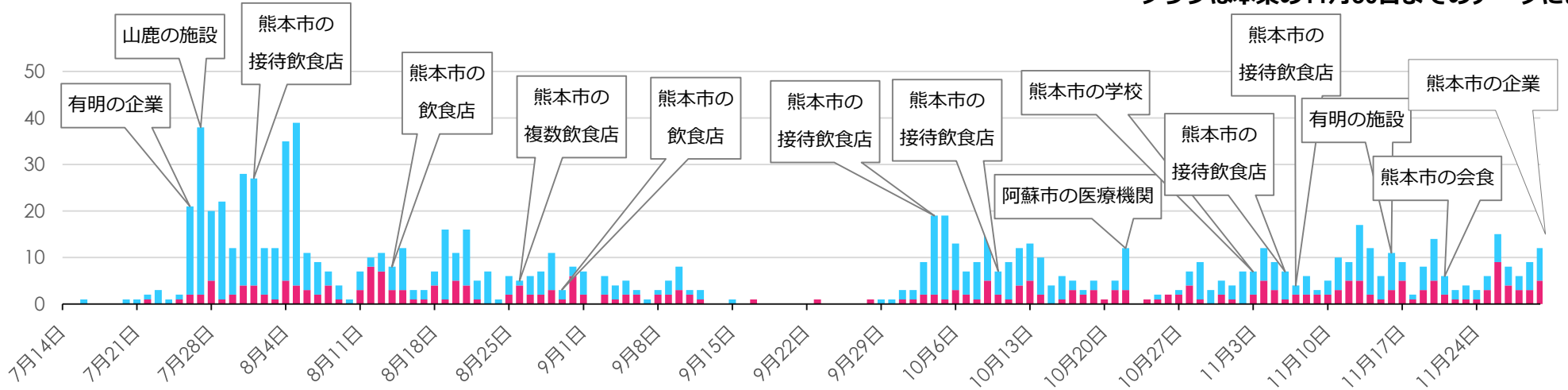
本県を除くデータは厚生労働省及び各自治体HPより（基本的に公表日ベース）。

県内の6指標の状況

	医療提供等の負荷		監視体制	感染の状況(直近1週間の状況)			
	①病床のひっ迫具合		③検査陽性率 (一週間平均値)	④陽性者数 (熊本県人口で換算)	⑤前週との 比較	⑥感染経路 不明割合	
	病床全体	うち重症者用					
ステージ4	50%	50%	437人	10%	437人	先週より増	50%
ステージ3	25%	25%	262人	10%	262人	先週より増	50%
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階						
ステージ1	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階						
11月30日	16.8%	10.2%	81人	4.9%	59人	+13	28人(47.5%)
11月23日	18.3%	3.4%	85人	5.7%	46人	▲24	18人(39.1%)
11月16日	17.0%	5.1%	85人	5.7%	70人	+22	21人(30.0%)
11月9日	14.0%	0.0%	67人	3.3%	48人	+10	17人(35.4%)
11月2日	10.3%	1.7%	47人	5.1%	38人	+15	10人(26.3%)

県内のクラスターの発生状況

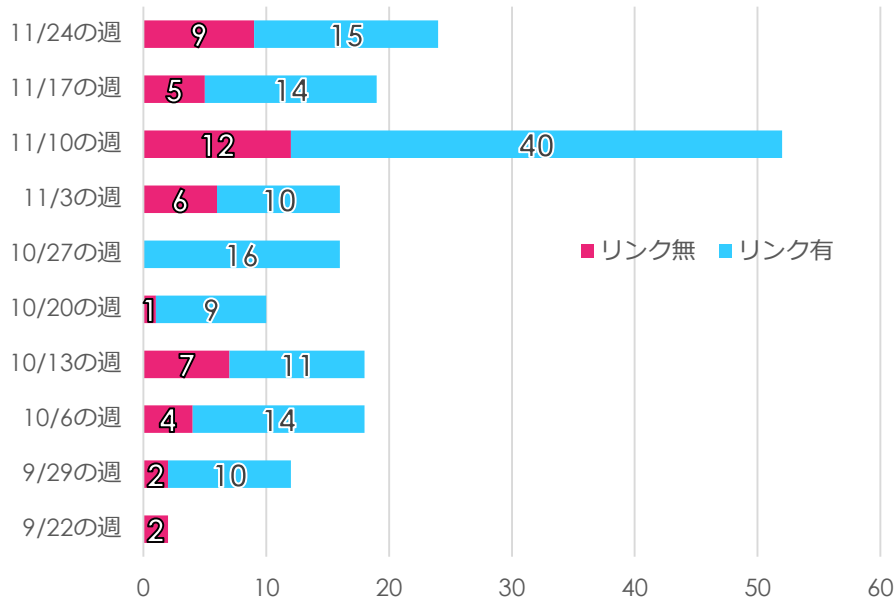
グラフは本県の11月30日までのデータによる



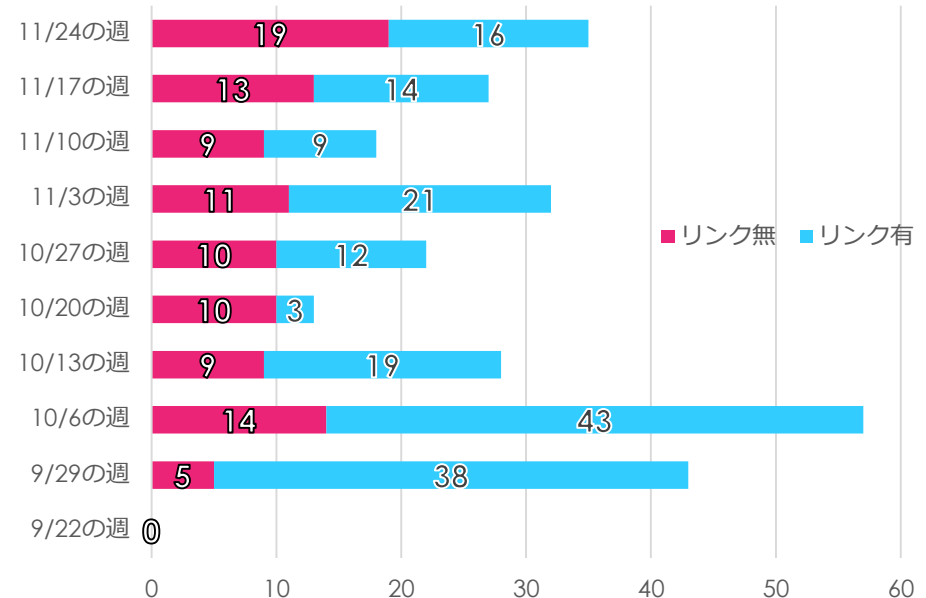
リンク無し陽性者の確認状況

本県の11月30日までのデータによる

熊本市を除く県の状況

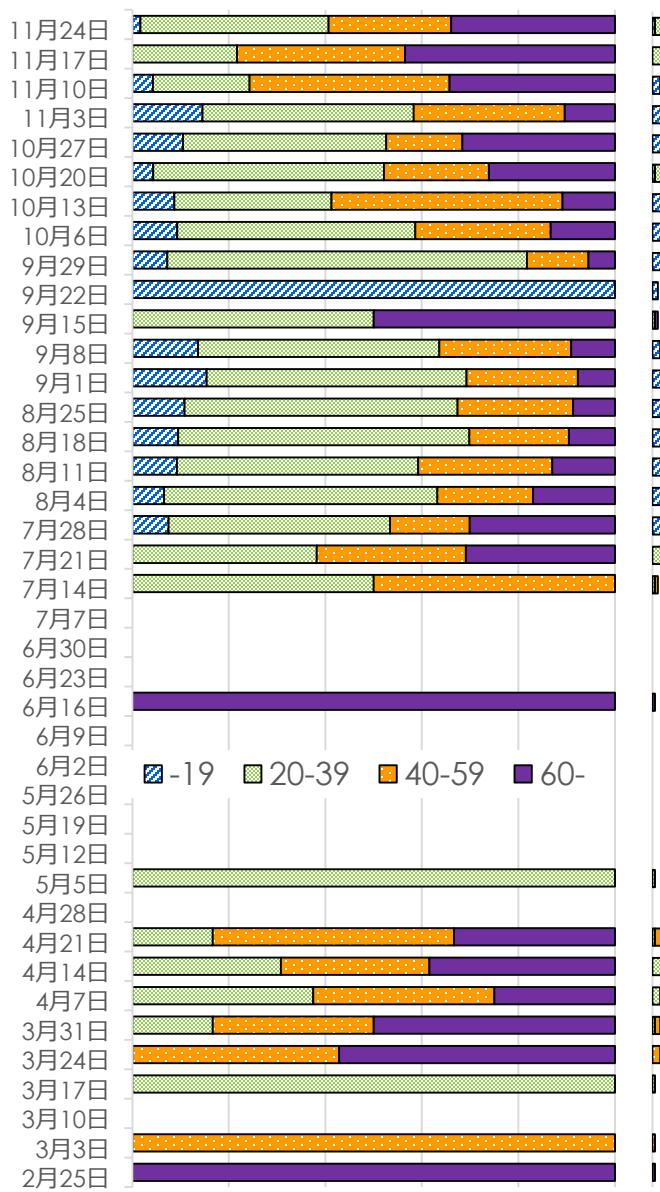


熊本市の状況

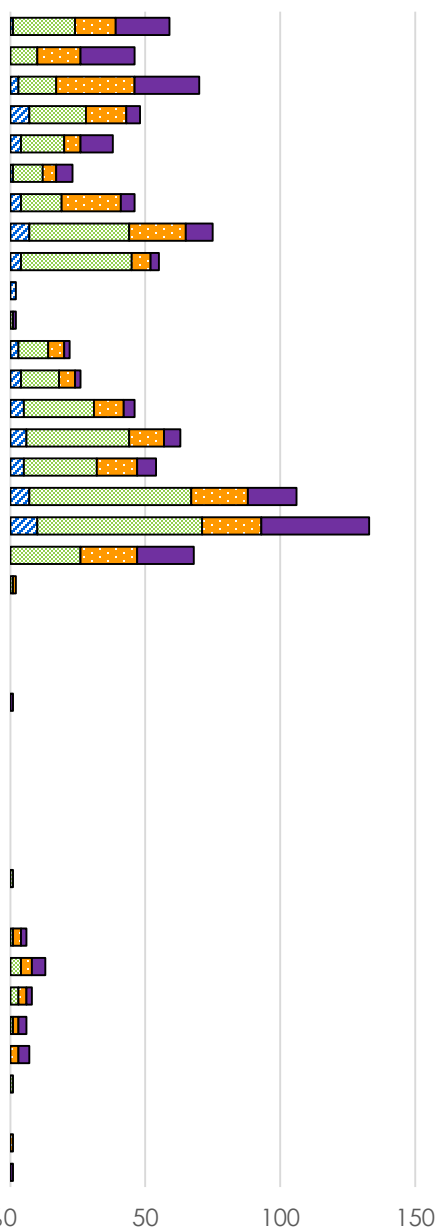


陽性者の年齢別分析

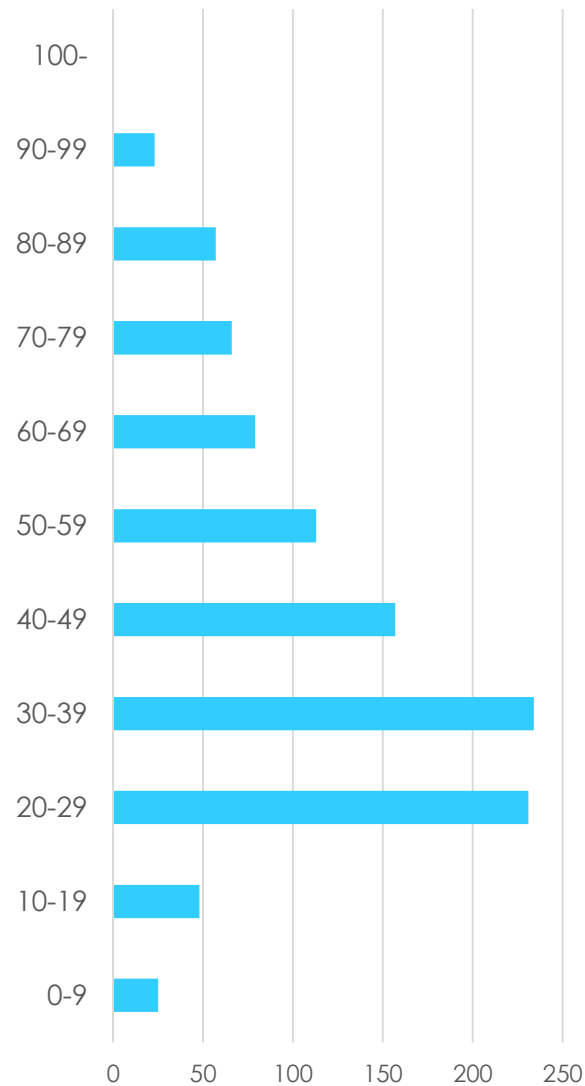
年齢割合（時系列）



年齢別実数



陽性者数年齢分布



本県の11月30日までのデータによる

新型コロナウイルス感染症対策の強化について

基本方針

- I 有症状者や感染が疑われる者に対する診療や検査を、積極的かつ迅速に実施できる体制を整備。
- II クラスターの未然防止や早期収束に対応できる体制を整備。
- III ハイリスク者の入院等に確実に対応できる万全な医療提供体制を整備。

診療・検査体制

- 「**診療・検査医療機関**」を**609機関指定**し、発熱患者等の診療や検査に迅速に対応できる体制を構築。
- 地域の身近な医療機関が、受診可能な「診療・検査医療機関」を案内できる体制を整備するとともに、相談する医療機関に迷う発熱患者等の相談に対応する「**受診案内センター**」を**県内15地域に設置**。
- PCR検査等に加え、抗原簡易キットによる検査も実施することで、最大で**一日当たり約8,600件の検査に対応**できる体制を整備。

クラスター対策

- **県と熊本市で合同対策チームを編成**し、熊本市中心部の飲食店従業員等に対して、検査の受診勧奨等を実施。
- **高齢者施設等において感染者が確認された際には、濃厚接触者以外の入所者や職員についても幅広く検査**。
- 保健所と連携して、クラスター対応にあたる専門チーム「**CMAT**」を**医療機関や高齢者施設に派遣**し、クラスターの拡大防止や事業継続支援に対応。

入院・療養体制

- 入院患者の受入れ病床を400床、軽症者等の宿泊療養施設を1,430室確保。
- 「**重点医療機関**」を**31機関指定**し、**陽性患者の入院に、迅速に対応できる体制を強化**。
- 医療機関への**入院措置は中等症以上の患者や基礎疾患を有する患者等に重点化**を図り、軽症者等は可能な限り宿泊療養で対応（**2カ所目の宿泊療養施設の開設に向け準備中**）。

公衆衛生対策

- 感染の拡大を防止し、医療提供体制への負荷を軽減するために、「**熊本県リスクレベル基準**」に**基づき、メリハリの利いた公衆衛生対策(※)を実施**。
- (※)「感染リスクが高まる「5つの場面」」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を踏まえた感染防止対策を徹底すること等
- 在留外国人や大学生等の感染防止対策が徹底されるよう関係機関へ周知。

県民への要請について

国の動き

国内の感染状況は、全国的に拡大傾向が強まり、過去最多の水準

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策分科会「現在の感染拡大を鎮静化させるための分科会から政府への提言」(令和2年11月25日)

- ・感染が急速に拡大している地域(ステージIII相当の地域)では、12月中旬までの3週間に集中し、強い措置が必要。
 - 酒類提供飲食店の時間短縮営業等要請及び県民へのそうした店の夜間の利用自粛
 - 必要な感染防止策が行われない場合、ステージIII相当の地域とそれ以外の地域との間の往来はなるべく控えること 等
- ・全国的に、12月中旬までの3週間に集中して、「感染リスクが高まる「5つの場面」」及びマスク着用を含む「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」について、社会の隅々にまで浸透するよう努力すること。

本県は、**感染が急速に拡大している地域(ステージIII相当の地域)には該当しない**。

しかし、九州内で感染は拡大しており、県リスクレベル4(特別警報)の状況からも、今後の感染拡大に備えた対策を先んじて進めることが重要

強い行動制限の要請は現状では行わないが、急速な感染拡大に備え、全国的に対策が強化される期間に合わせ、12月18日まで集中的に次の対策を実施。その後、年末年始における要請について、感染状況を見極めて判断する。

県民への要請

基本的な感染防止対策

- ① 最も大切な3つの対策(マスク着用、手洗い、有症時の受診)を強調し改めて徹底を要請
- ② 「感染リスクが高まる「5つの場面」」において、特に感染防止対策を徹底するよう要請
- ③ 事業所内感染、家庭内感染を防ぐため、ウイルスを持ち込まない感染防止対策を要請

旅行・外出

- ① 「三つの密」のある場及び感染が流行している県外への旅行・外出等は控えるよう要請
→各都道府県の状況を取りまとめ、ステージIII指標の新規陽性者数を上回る都道府県を毎週発表する
- ② 発熱等の症状がある場合は外出せず、**すぐ**にかかりつけ医等に電話し、受診するよう要請

飲食店の利用・会食等


- ① ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策のできていない店舗の利用を控えるよう要請
- ② 熊本市中心部の歓楽街において、夜遅い時間までの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えるよう要請
- ③ 会食時は、「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を実践するよう要請

これらについて、大学生や外国人など、あらゆる県民の方々に届くよう、情報発信方法も工夫

感染が流行している県外への旅行・外出等について

- ・国の分科会は、「必要な感染防止策が行われない場合、ステージⅢ相当の地域とそれ以外の地域との間の往来はなるべく控えること。」としており、ステージⅢの判断は6つの指標をもとに各都道府県が行うこととされている。
- ・6つの指標のうち、感染の状況を最も適切に表す指標は「人口10万人当たりの直近1週間の陽性者数」。

本県としては、「人口10万人当たりの直近1週間の陽性者数が15人以上」の都道府県への旅行・外出等は控えていただき、やむを得ず旅行・外出等する場合は感染防止対策を徹底し、三密を避けるよう要請。

 毎週、各都道府県の週当たりの新規陽性者数及び人口10万人あたりの新規陽性者数を算定し、公表する。

発症率順	都道府県名	11/25～12/1の算定陽性者数	10万人当たり陽性者数	発症率順	都道府県名	11/25～12/1の算定陽性者数	10万人当たり陽性者数	発症率順	都道府県名	11/25～12/1の算定陽性者数	10万人当たり陽性者数	発症率順	都道府県名	11/25～12/1の算定陽性者数	10万人当たり陽性者数
1	北海道	1,500	28.6	13	群馬県	170	8.8	25	宮城県	95	4.1	37	秋田県	15	1.6
2	大阪府	2,451	27.8	14	岐阜県	154	7.8	26	岩手県	49	4.0	38	青森県	18	1.4
3	東京都	3,114	22.4	15	三重県	128	7.2	27	広島県	94	3.4	39	高知県	9	1.3
4	沖縄県	322	22.2	16	大分県	81	7.1	28	滋賀県	46	3.3	40	鹿児島県	20	1.2
5	愛知県	1,198	15.9	17	宮崎県	74	6.9	29	佐賀県	22	2.7	41	富山県	13	1.2
6	兵庫県	774	14.2	18	和歌山県	59	6.4	30	山形県	29	2.7	42	福島県	22	1.2
7	神奈川県	1,236	13.4	19	京都府	163	6.3	31	熊本県	47	2.7	43	新潟県	20	0.9
8	埼玉県	786	10.7	20	福岡県	308	6.0	32	山口県	35	2.6	44	島根県	6	0.9
9	茨城県	301	10.5	21	長野県	107	5.2	33	山梨県	17	2.1	45	鳥取県	4	0.7
10	静岡県	380	10.4	22	愛媛県	69	5.2	34	石川県	23	2.0	46	長崎県	9	0.7
11	奈良県	131	9.8	23	岡山県	94	5.0	35	福井県	15	2.0	47	徳島県	2	0.3
12	千葉県	593	9.5	24	栃木県	80	4.1	36	香川県	15	1.6		合計	14,898	

※陽性者数は厚生労働省が12月2日までに公表したデータから本県で算定・集計(各自治体の時点公表数等と異なる場合あり)。人口は「人口推計(2019年(令和元年)10月1日現在)」(総務省統計局)を使用。

飲酒を伴う懇親会や大人数での飲食、長時間におよぶ飲食等は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる場面に該当しますが、様々な工夫と一人一人の心がけで、感染リスクを下げることは可能です。

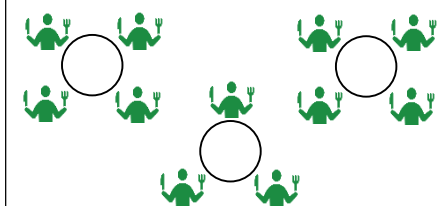
感染リスクを下げる4つのステップをみんなで実践しましょう！

STEP1 予約時に下げる！

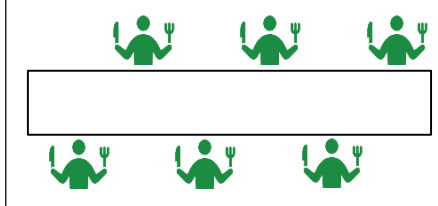
- お店を予約する際に、感染防止対策を実施しているお店か確認しましょう。
➢ 感染防止対策を実施しているお店は、ステッカーの掲示等で確認できます。
- 他の団体客との接触を減らすため、部屋を別にする、パーティションで空間を分けるなどの対応が可能かお店と相談しましょう。
- 大人数（5人以上）での会食の場合は、テーブルを分ける、席の配置を斜め向かいにする、席の配置を斜め向かいにする、席と席の間にアクリル板を設置するなどの対応が可能かお店と相談しましょう。



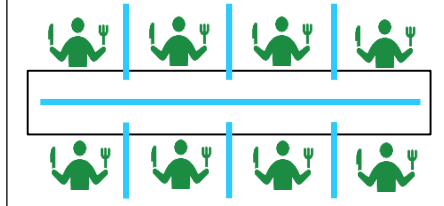
テーブルを分ける



席の配置を斜め向かいにする



アクリル板を設置する



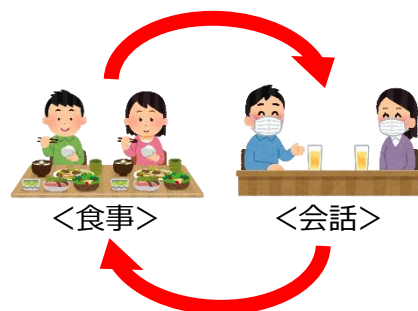
STEP2 会食前に下げる！

- 発熱等の症状の有無を確認し、体調の悪い人は参加しないようにしましょう。
- 入店時に手指消毒を行い、マスクを着用したまま、すぐに着席しましょう。



STEP3 会食中に下げる！

- 食事中でも、会話をする際はマスクを着用しましょう。
➢ 食事の時間と会話の時間を分けるなどの工夫が効果的です。
- 大声での会話や席の移動は控えましょう。
- 箸やコップの使いまわしはやめましょう。
- 深酒は控えましょう。アルコールを飲みすぎの人がいたら、ソフトドリンクを勧めましょう。
- 飲酒の影響で参加者の気分が高揚し、マスク無しの会話や大声での会話が行われるなど、感染防止対策が実施されない状況になってしまったら、早めにお開きにしましょう。



STEP4 会食後に下げる！

- はしご酒は控えましょう。
- 帰宅直後の手洗いなどにより、家庭内にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- 万が一、発熱等の症状が出た場合は、すぐにかかりつけ医等に電話相談のうえ、医療機関を受診しましょう。また、幹事等に連絡し、参加者と情報共有しましょう。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（市町村分）について

令和 2 年 1 2 月 3 日

総務部市町村課

1 交付金の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るもの

(2) 予算規模：3兆円（国一次・二次補正予算計）

(3) 交付対象：都道府県・市町村

(4) 交付限度額：県内市町村合計 28,446 百万円

※人口、財政力、感染状況等に基づき算定

2 県内市町村の取組み状況

(単位：件、百万円)

用途（R2.4.20 閣議決定「経済対策」の柱）	事業数	事業総額
①感染拡大防止策と医療提供体制の整備等	637	5,736
②雇用の維持と事業の継続	455	17,197
③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	281	9,851
④強靱な経済構造の構築	280	6,664
合計	1,653	39,449

※感染症防止策の主な取組み

- ・行政機関等におけるマスク・消毒液等の確保
- ・医療機関における AI サーマルカメラや抗原検査キットの購入
- ・医療機関や高齢者施設における感染症管理システム等の導入
- ・啓発グッズの作成・配布 等

(その他、用途・市町村ごとの詳細、特徴的な取組みについては別紙)

(参考) 熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金

1 目的

県内全域として実施すべき市町村の感染防止対策等の取組みを支援するための交付金を創設

市町村からの要望に応じ、「感染防止対策」「地域経済や県民生活の回復」「新しい生活様式への対応」の3つを柱に、臨時交付金（県分）を活用して8月補正予算で予算化

2 交付限度額（1市町村あたり）

5億円（県予算額30億円）

3 交付金の活用状況

感染防止対策など11月末時点で約8億円の所要見込みの報告あり（詳細は別紙）

県内市町村における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
実施計画用途別 計画状況(第二次提出分まで)

R2.12.3 市町村課 (単位:件、千円)

項目	事業数	事業総額
① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等	637	5,735,962
1. マスク・消毒液等の確保	419	3,493,614
2. 検査体制の強化と感染の早期発見	20	66,396
3. 医療提供体制の強化	30	471,043
4. 情報発信の充実	35	220,691
5. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	133	1,484,218
② 雇用の維持と事業の継続	455	17,197,495
1. 雇用の維持	41	310,244
2. 資金繰り対策	64	6,921,174
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	206	8,041,935
4. 生活に困っている世帯や個人への支援	144	1,924,142
③ 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	281	9,851,089
1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	101	1,817,631
2. 地域経済の活性化	180	8,033,458
④ 強靱な経済構造の構築	280	6,664,195
1. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援	12	110,012
2. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	221	5,586,460
3. 公共投資の早期執行等	47	967,723
総計	1,653	39,448,741

県内市町村における新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金実施計画状況（第二次提出分まで）

R2.12.3（単位：件、千円）

市町村	事業数	総事業額	交付限度額	市町村	事業数	総事業額	交付限度額
熊本市	19	9,135,750	6,673,452	産山村	30	110,835	122,318
八代市	61	2,490,769	1,959,985	高森町	53	427,544	301,247
人吉市	61	652,108	648,250	西原村	21	439,403	257,716
荒尾市	46	872,767	766,061	南阿蘇村	34	407,071	372,527
水俣市	30	849,106	585,634	御船町	56	648,030	386,484
玉名市	51	1,483,809	979,727	嘉島町	11	220,319	188,874
山鹿市	22	1,608,216	1,047,082	益城町	24	578,401	478,317
菊池市	39	1,423,726	890,761	甲佐町	46	379,350	357,792
宇土市	33	749,203	595,776	山都町	35	518,733	495,790
上天草市	60	1,227,403	676,672	氷川町	33	372,939	311,064
宇城市	45	3,247,731	1,022,928	芦北町	34	592,924	476,433
阿蘇市	36	739,184	633,034	津奈木町	34	334,537	239,703
天草市	34	2,523,923	1,802,748	錦町	41	310,465	302,402
合志市	23	931,219	665,569	多良木町	25	390,126	388,797
美里町	75	600,542	380,870	湯前町	37	314,393	249,015
玉東町	42	274,986	207,182	水上村	42	230,075	165,061
南関町	32	353,322	309,079	相良村	16	131,130	254,798
長洲町	31	351,344	279,031	五木村	22	153,991	92,059
和水町	45	447,486	373,288	山江村	40	226,437	226,300
大津町	33	603,721	408,242	球磨村	16	244,853	233,895
菊陽町	42	416,610	318,432	あさぎり町	39	506,180	494,719
南小国町	34	305,485	237,556	苓北町	36	279,720	265,747
小国町	34	342,875	324,393	合計	1,653	39,448,741	28,446,810

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」事業例

R2.12.3 市町村課

1 感染症拡大防止策と医療提供体制の整備等

- ・ **医療提供体制の整備事業** (山鹿市) 93,437 千円
山鹿市立山鹿市民医療センターにおいて、患者受入に伴う感染拡大防止のため熱外来機材、感染症病床関連設備、感染症管理システム、自動精算機等を整備する。
- ・ **学習支援特別番組テレビ放映経費** (熊本市) 57,400 千円
臨時休校中に伴う、児童・生徒及び保護者の不安解消及び学習意欲の喚起、学び残し等の学習支援及び受験を控えた中学校3年生向けの学力充実対策を図るため、学習支援特別テレビ番組を放映する。

2 雇用の維持と事業の継続

- ・ **新型コロナウイルス対応融資利子補給事業** (熊本市) 5,319,000 千円
金融機関から融資を受けた中小企業等の資金繰りを支援するため、融資利子の一部を助成する。

3 経済活動の回復

- ・ **阿蘇オンライン体験ツアー推進事業** (阿蘇市) 4,800 千円
コロナ禍により外出自粛を強いられている状況下においても、地域間交流を創出し、持続的な観光振興につなげるため、オンライン上で気軽にインストラクターやガイドと顔を合わせて会話を楽しみながら疑似体験ができるオンライン体験ツアーを実施する。
- ・ **「コロナに負けない。100%プレミアム付商品券」事業** (宇城市) 2,403,681 千円
新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた地域経済の早期回復を図るため、地域内で使用できるプレミアム付商品券を発行する。

4 強靱な経済構造の構築

- ・ **図書館パワーアップ事業** (菊池市) 11,185 千円
図書館における三密対策や、図書貸出時の接触機会を削減するため、非来館型サービスの図書館として、読み聞かせや調べ学習の動画を制作するとともに、電子書籍を購入する。

令和2年12月3日現在

熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金に係る市町村所要見込額等一覧

(単位:千円)

番号	事業名	市町村 所要見込 額	実施見込 市町村数	県担当課名
1	飲食店等の感染防止対策等	450,788	31	観光交流政策課 販路拡大ビジネス課
2	公立社会教育施設等での感染防止対策	45,231	24	社会教育課
3	地域介護予防活動での感染防止対策	5,110	3	認知症対策・ 地域ケア推進課
4	小中学校通学バス等での感染防止対策	5,754	2	義務教育課
5	タクシー事業者の感染防止対策支援	13,971	12	交通政策課
6	消防本部の感染患者等の搬送時の感染防止対策	0	0	消防保安課
7	災害発生時を想定した感染防止対策物資・資材の配備	34,386	25	健康福祉政策課 地域支え合い支援室
8	飲食店の地産地消の推進	10,250	2	流通アグリビジネス課
9	地域活性化事業への支援	40,513	9	地域振興課
10	公共施設等への花き展示	6,860	8	農産園芸課
11	公共的施設への木製塀の普及促進	0	0	林業振興課
12	林業事業者の雇用維持・確保支援	961	6	森林保全課
13	「安全・安心な新しい観光」コンテンツづくりへの支援	43,800	9	観光企画課
14	過疎地域等の市町村における買い物弱者の生活支援(感染対策)	5,575	3	地域振興課
15	住民や事業者向けのニーズ調査	1,950	2	企画課
16	修学旅行の日程変更等に係る追加費用の支援	36,845	15	義務教育課
17	地元農林水産物等の販売支援	7,438	5	流通アグリビジネス課 販路拡大ビジネス課
18	県産馬肉の学校給食提供支援	4,474	2	畜産課
19	県産畳表の利用促進	18,720	1	農産園芸課
20	くまもとの県産木材の利用促進	0	0	林業振興課
21	地域版高収益作物の次期作支援	0	0	農産園芸課
22	首都圏企業の地方進出支援	3,500	1	企業立地課
23	空き家等活用の支援	18,436	5	地域振興課
24	指定避難所の防災力向上への支援(自立分散型電源の整備)	22,436	3	エネルギー政策課
	計	776,998	41	

1. 飲食店等の感染防止対策支援事業の内容

- ①感染防止アドバイザーの派遣、②衛生管理設備の導入補助、③のぼり・ステッカー等の交付
 ※全て市町村への補助事業

2. 市町村の取組状況

県の制度(熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金)を活用して実施(又は見込み)	県の制度を使わずに、独自制度で実施	現時点で事業実施予定なし
31	5	9

(事業実施予定なし町村の理由)

- ・ 令和2年7月豪雨により飲食店が営業できる状態にない
- ・ 飲食店がごくわずかであり、事業として立ち上げず、個別に働きかける
- ・ 市町村において他の事業に優先的に取り組むため予算がない 等

3. 【参考】熊本市の状況

熊本市飲食店数:約3,000店

うち、実践店数(ステッカー認証店(※1)):936店(R2.11.30現在)

※1:熊本市のアドバイザーが、業種別ガイドラインを遵守していることを現地で確認した店舗数

令和3年度(2021年度)熊本県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施のガイドライン【概要】

熊本県教育委員会

1 検査室の設定等

- 検査室の座席間の距離の確保（受検生間1メートル以上）
※ 面接時は受検生間及び評価者との距離を2メートル以上
- 検査室の清掃及び机・椅子の消毒（検査前後も含めて各日消毒）
- 発熱・咳等の症状のある受検生への対応として別室の準備 等

2 各種感染防止策

- 受検生及び検査監督者のマスクの着用（未所持者には提供）
- 検査室入退出時の手指消毒を義務付け（検査室毎に消毒液を配置）
- こまめな換気の実施（少なくとも1教科終了毎に10分以上）
- トイレ等の混雑を避ける工夫（マーキングや案内紙の掲示等）
- 検査場への移動や入室時等の混雑を避ける工夫（一定の距離を空ける等）
- 休憩時間や昼食時の三密回避（他者との接触や会話を控える、食事は指定された席でとる等） 等

3 別室での受検生への対応

- 検査開始前に発熱・咳等の症状のある者は別室で対応
- 濃厚接触者のうち、①～③の要件をすべて満たす場合は別室受検が可能
 - ①初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果が陰性
※一般のクリニック等での検査は認めない。
 - ②受検当日も無症状
 - ③公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行く
- 別室では以下の感染対策を行う。
 - ・受検生同士及び検査監督者との間に2メートル以上の間隔をとる。（答案回収時はこの限りではない）
 - ・受検生及び検査監督者の感染対策の徹底（マスク、手指消毒、換気等） 等

4 追検査の実施

- 後期（一般）選抜を新型コロナウイルス感染症等により、当日受検できない場合は追検査を実施
 - ・新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限期間内の者
 - ・感染が疑われる者としてPCR等検査を受け、結果が判明していない者
 - ・濃厚接触者として検査当日が健康観察の期間内にある者（ただし、無症状の者で上記の3に示す要件を満たす者は別室受検が可能） 等

令和3年度(2021年度)熊本県立中学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施のガイドライン【概要】

熊本県教育委員会

1 検査室の設定等

- 検査室の座席間の距離の確保(受検者間1メートル以上)
※面接時は受検者間及び評価者との距離を2メートル以上
- 検査室の清掃及び机・椅子の消毒(検査前後も含めて各日消毒)
- 発熱・咳等の症状のある受検者への対応として別室の準備 等

2 各種感染防止策

- 受検者及び検査監督者のマスクの着用(未所持者には提供)
- 検査室入退出時の手指消毒を義務付け(検査室毎に消毒液を配置)
- こまめな換気の実施(少なくとも検査終了毎に10分以上)
- トイレ等の混雑を避ける工夫(マーキングや案内紙の掲示等)
- 検査場への移動や入室時等の混雑を避ける工夫(一定の距離を空ける等)
- 休憩時間や昼食時の三密回避(他者との接触や会話を控える、食事は指定された席でとる等) 等

3 別室での受検者への対応

- 検査開始前に発熱・咳等の症状のある者は別室で対応
- 濃厚接触者のうち、①～③の要件をすべて満たす場合は別室受検が可能
 - ①初期スクリーニング(自治体等によるPCR等検査)の結果が陰性
※一般のクリニック等での検査は認めない。
 - ②受検当日も無症状
 - ③公共の交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行く
- 別室では以下の感染対策を行う。
 - ・受検者同士及び検査監督者との間に2メートル以上の間隔をとる。(答案回収時はこの限りではない)
 - ・受検者及び検査監督者の感染対策の徹底(マスク、手指消毒、換気等) 等

4 特別措置の実施

- 新型コロナウイルス感染症等により、当日受検できない受検者に対して特別措置を実施
 - ・新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限期間内の者
 - ・感染が疑われる者としてPCR等検査を受け、結果が判明していない者
 - ・濃厚接触者として検査当日が健康観察の期間内にある者(ただし、無症状の者で上記の3に示す要件を満たす者は別室受検が可能) 等

1. 県内の在留外国人の現状

- ①近年はベトナム人を中心にアジアからの技能実習生が増加、県内の在住外国人数はおよそ18,000人。そのうち ベトナム(約6,200人)、中国(約3,900人)、フィリピン(約2,700人)の3か国で全体の約7割。
- ②在留資格別に見ると技能実習生が全体の半分(約9,200人)を占め、次いで永住者や留学生の順。

2. 在留外国人への支援内容

- ①必要な情報をわかりやすく発信
 - ・県及び熊本市が発表する感染者状況や生活支援に関する情報を、ニーズの多い6言語(ベトナム語・中国語・英語・フランス語・韓国語・やさしい日本語)によりFacebookやHPで発信中。
- ②感染拡大の状況に応じたきめ細かな対応
 - ・「熊本県外国人サポートセンター」における新型コロナ関連の相談件数は累計98件。当初は「マスクはどこで買えるのか」等、身の回りの相談がメイン。その後、感染の拡大に伴い、生活困窮に伴う給付金や生活支援についての相談へシフト。
 - ・更に、出入国が困難な状況の長期化により、在留資格や結婚・出産等に関する相談が増加。
 - ・その他の対応
 - 外国人感染者用の質問票や、検査・入退所(軽症者用施設)の各フェーズ毎に必要な配布様式の多言語化。

3. 今後の対応 上記2. に加えて次の対応を追加

- ①「発熱患者専用ダイヤル」「新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」の多言語化対応。
(現在日本語のみ→19言語に対応。12月10日頃からサービス開始)
- ②Push型の情報発信(外国人コミュニティや企業、教育機関等を経由してメールを随時配信)。

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷防止に向けた周知・啓発について

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対する誹謗中傷を防止するために、新聞や広報誌など様々な媒体を活用して注意喚起を行ってきたところですが、今なお、誹謗中傷の事例が散見されることから、「人権週間」の取組みの一つとして、改めて、誹謗中傷の防止に向けた周知・啓発を行うこととしました。

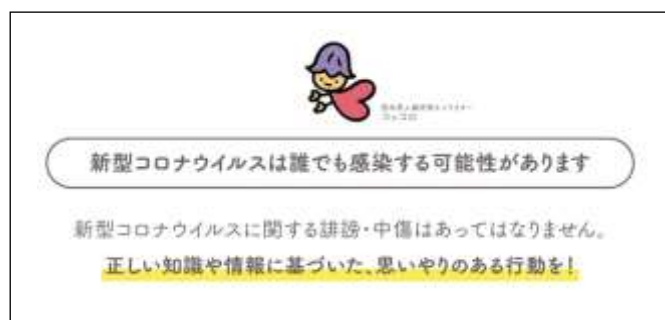
誰もが感染しうるという前提のもと、感染者や医療関係者等に対する差別や偏見がないよう、正しい知識に基づく思いやりのある行動を心掛けるように、テレビスポットCM等を通じて県民に訴えていきます。

1 テレビスポットCM

- ・放送期間：11月27日（金曜日）～12月10日（木曜日）
- ・放送局：TKU、KKT、RKK、KAB（概ね5：00～24：00）
- ・総本数：55本（約4本/日）
- ・CMの長さ：30秒

2 その他

- (1) ラジオCM
- (2) 特設Webサイト開設
- (3) テレビ番組内紹介
- (4) 街中ビジョン



新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた職員への注意喚起について

- これまで職員には、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした「新しい生活様式」の実践例による基本的な感染防止対策の徹底を求めてきた。
- それらを前提に、さらに当面の対応として、出張や会食等については以下の内容を各々全所属に通知する。

1 出張について

- 以下に該当する都道府県を発着地とする出張については、当該出張の命令を控えること。なお、やむを得ず出張を命じる必要がある場合には、出張する職員に対し、感染防止対策を徹底し、三密を避けるよう注意喚起をすること。

- ・熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部が毎週公表する、人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上の都道府県（ステージⅢ相当の感染が流行している地域）

- 勤務地が県外の職員については、勤務公署のある都道府県から、県民に対して旅行・外出に関する何らかの要請等があった場合は、上記の他、その内容に沿った対応を行うこと。

2 会食や飲酒を伴う懇親会等

- ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策のできていない店舗の利用を控えること。
- 熊本市中心部の歓楽街において、夜遅い時間までの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えること。
- 「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を踏まえた感染防止対策を徹底すること。
- 「大人数や長時間におよぶ飲食」や、「飲酒を伴う懇親会等」は、『感染リスクが高まる「5つの場面」』として注意喚起されていることを認識のうえ、熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部が公表する「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」の励行を徹底すること。
- 勤務地が県外の職員については、勤務公署のある都道府県から、県民に対して飲食店等の利用に関する何らかの要請等があった場合は、上記の他、その内容に沿った対応を行うこと。

人第308号
令和2年（2020年）11月16日

本庁各課長
各個別出先機関長
各広域本部長
各地域振興局長

} 様

人 事 課 長

職員の年末年始の休暇取得の促進について（通知）

このことについて、年末年始における人の流れの分散等のため、新型コロナウイルス感染症対策分科会による「年末年始に関する分科会から政府への提言」等（別添）が行われました。

この提言の趣旨を踏まえ、職員の心身の疲労回復やワーク・ライフ・バランス確保の観点からも、職員に対し、例えば、週休日や休日と連続した休暇の取得など、12月29日から1月3日までの年末年始の休日に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを奨励していただくようお願いします。

そのためにも、各所属におかれては、これらの期間における業務の見直しや運営上の工夫を行っていただき、民間企業に対しても政府から同様の要請が行われていることを踏まえ、対外的な行事等についても可能な限り日程調整や運営上の工夫をしていただきますよう併せてお願いします。

おって、新型コロナウイルス感染拡大防止についても、「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」を踏まえた対応をとるよう職員への周知徹底をお願いします。

【担当】

人事課 人事班 藤澤（内線 3068）

市町村第871号
令和2年(2020年)11月2日

各市町村長(熊本市長を除く。)
各一部事務組合管理者(代表理事)
各広域連合長

} 様

熊本県総務部市町村・税務局長

地方公共団体における職員の年末年始の休暇取得の促進について(依頼)

このことについて、令和2年10月30日付け総行公第155号で総務省自治行政
局公務員部公務員課長から通知がありました。

貴団体におかれましては、今回の通知の趣旨を踏まえ、職員に対し年末年始の休日
に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを奨励していただくとともに、
これらの期間における業務(各種行事を含む。)について、見直しや運営上の工夫を
行っていただき、職員の休暇取得に格段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

連絡先

熊本県総務部市町村・税務局

市町村課行政班 担当 尾崎

TEL 096-333-2105

E-MAIL ozaki-h-w@pref.kumamoto.lg.jp

総行公第 155 号
令和 2 年 10 月 30 日

各都道府県総務部長
(人事・労務担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事・労務担当課扱い)
各人事委員会事務局長 } 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
(公印省略)

地方公共団体における職員の年末年始の休暇取得の促進について (依頼)

標記については、10 月 23 日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し、「年末年始に関する分科会から政府への提言」等が行われたことを受け、同日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各府省等に対し、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組むよう協力依頼がなされたところです (別添 1 参照)。

これを受け、本日、内閣官房内閣人事局から各府省宛に「職員の年末年始の休暇取得の促進について (依頼)」が発出されました (別添 2 参照)。

つきましては、今般の提言の趣旨を踏まえ、また、国家公務員における取組を参考に、各地方公共団体においても、職員に対し年末年始の休日に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを奨励していただくとともに、これらの期間における業務 (各種行事を含む。) について、見直しや運営上の工夫を行っていただき、職員の休暇取得に格段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨速やかに周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第四係
電話 03-5253-5544

人第321号
令和2年（2020年）11月25日

本庁各所属長
各広域本部長
各地域振興局長
各個別出先機関長

} 様

人 事 課 長

令和2年（2020年）仕事納め及び令和3年（2021年）仕事始めの実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、所属職員に周知されるようお願いいたします。

なお、先に通知しております令和2年（2020年）11月16日付け人第308号を踏まえ、職員が年末年始の休暇を取得しやすいよう配慮いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 令和2年（2020年）仕事納めについて

令和2年（2020年）12月24日（木）午後3時頃、全職員宛てに知事からのメッセージメールが送信される予定です。仕事納めについては、所属の状況に応じて、適宜実施していただきますようお願いいたします。

2 令和3年（2021年）仕事始めについて

令和3年（2021年）1月4日（月）午前11時頃、年頭の知事訓示録画動画を共用キャビネットに掲載します。掲載が完了しましたら、グループウェアシステムの全庁ポータル「お知らせ」欄に書き込みを行いますので、各自、パソコン等で視聴いただきますようお願いいたします。

なお、仕事始めについては、仕事納め同様、所属の状況に応じて、適宜実施していただきますようお願いいたします。

【掲載場所】

03 共用キャビネット—02 総務部—01 人事課—04 データ・写真等

【担当】

人事課人材育成班 蒲池 内線3123